

各都道府県知事 殿

自治省 財政局長

赤字団体の財政再建促進について

地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定により、いわゆる準用団体として財政の再建を行なう団体に対しては、昭和34年に同年度限りの臨時措置として「赤字団体の財政再建促進措置要領」（昭和34年4月21日自乙再発第21号）を定め、財政の運営上必要な一時借入金について政府資金のあっせんを行なうこととし、その後も引き続き同通達に準じて措置してきたところである。しかるに、最近における市町村財政は、税収入の鈍化、人件費等義務的経費の増嵩等により、その財政運営が著しく困難な様相を呈しており、その健全化について一層の努力が求められているところであり、一部の団体については、その財政運営について、職員数の過大、国家公務員の例に準じない過大な給与の支給、財政力を越えた建設事業の執行、過剰な先行投資、公益性及び効果の薄い補助負担金の交付等各般にわたって改善を要する点が見受けられ、準用団体の申出は増加の傾向にあり、なかには財政再建団体として再建を完了した団体が再び赤字を発生させ準用団体として申し出るような例も皆無とはいえない状況である。このような情勢にかんがみ、赤字団体のうち地方財政再建促進特別措置法第22条第2項の規定による準用団体として財政再建計画の承認をうけ、確実にその計画を実行すると認められるものについては、引き続き政府資金のあっせんを行なうものとするので赤字市町村の財政再建にあたっては、管理的経費の節減等により財政構造の改善を図るとともに、長期的視野に立って計画的な財政運営を行ない、すみやかに財政の健全化が回復されるよう、また、準用団体の財政再建については、別途通知した「財政再建計画の取扱い及び策定要領」（昭和40年4月15日各都道府県総務部長あて財政局指導課長）に基づいて合理的な財政再建計画を策定し、その適実な実行を期するようご指導願いたい。

なお、地方団体の財政運営については、さきに通知された自治事務次官通達（「昭和40年度地方財政の運営について」昭和40年5月31日各都道府県知事あて）に沿って措置されているものと考えられるが、国庫における資金事情もあり、今後この通達の趣旨に反して赤字を生じた団体については、上記の財政援助措置が行なわれないこととなる場合もあるので、ご丁知のうえ管下市町村に対して徹底方取りはからわれたい。